

様式第1号（第5条関係）

空家バンク登録申請書

年 月 日

（宛先） 富士見市長

申請者（所有者等）

住所

氏名 ⑩

富士見市空家バンク実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて下記のとおり空家バンクへの登録を申請します。

記

登録を希望する 空家の情報	<input type="checkbox"/> 富士見市空家バンク登録シート（様式第2号）のとおり <input type="checkbox"/> その他（ ）
媒介依頼業者	<input type="checkbox"/> 指定する（業者名） _____ <input type="checkbox"/> 市長に指定を委任する
同意又は承諾 事項の確認欄	<input type="checkbox"/> 協会及び上記媒介業者に本申請書及び登録シートの写しを提供すること <input type="checkbox"/> 空家バンクに登録された空家の情報（当該空家の所有者等の情報を除く。）を広く一般に公開すること

【誓約又は同意事項】

- 1 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲の報酬を空家の売買、貸借等の代理又は媒介を行った宅地建物取引業者に支払うこと。

- 2 利用希望者との契約が成立するまでの間又は当該契約の成立後もなお権利を有する間において空家の保全に努めること。
- 3 利用希望者との空家に関する交渉及び売買、貸借等に係る契約については、協会に所属する宅地建物取引業者が行うものとし、市が直接関与しないこと。
- 4 交渉及び売買、貸借等に係る契約（契約成立後も含む。）に関する一切の疑義、紛争等については、登録者、利用希望者及び媒介業者の間で解決すること。